

昭和五十九年法律第六十八号

たばこ事業法

三

昭和五十九年法律第六十八号  
たばこ事業法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 原料用国内産葉たばこの生産及び買入  
第三章 製造たばこの製造（第八条・第十条）  
第四章 製造たばこの販売（第十一条・第十二条）  
第五章 小売定価（第三十三条・第三十七条）  
第六章 雑則（第三十八条・第四十六条）  
第七章 罰則（第四十七条・第五十二条）  
附則

第一条（目的） この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関する所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 葉たばこ タバコ属の植物をいう。  
二 葉たばこ たばこの葉をいう。  
三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、飲み用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

第三条（原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ） 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、毎年、その製造する製造たばこの原料の用に供しようとする国内産の葉たばこ（以下「原料用国内産葉たばこ」という。）の買入れを行おうとする場合においては、すべて、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもつてたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）と原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。

第四条（目的） この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関する所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第五条（目的） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 葉たばこ タバコ属の植物をいう。  
二 葉たばこ たばこの葉をいう。  
三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、飲み用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

第六条（原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ） 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ

第一条（目的） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 葉たばこ タバコ属の植物をいう。  
二 葉たばこ たばこの葉をいう。  
三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、飲み用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

第二章（原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ） 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ

第一条（目的） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 葉たばこ タバコ属の植物をいう。  
二 葉たばこ たばこの葉をいう。  
三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、飲み用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

第二章（原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ） 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ

第一条（目的） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 葉たばこ タバコ属の植物をいう。  
二 葉たばこ たばこの葉をいう。  
三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、飲み用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

第三条（目的） 会社は、財務省令で定めるところにより、製造たばこの原作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。

第四条（目的） 会社は、第一項に規定する契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。

第五条（目的） 会社は、第一項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位に係る決定の方法については、財務省令で定める。

第六条（目的） 会社が前条第一項に規定する契約を締結しようとするときは、会社の代表者は、会社の原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、葉たばこ審議会に諮らなければならない。この場合において、会社は、当該葉たばこ審議会の意見を尊重するものとする。

第七条（目的） 会社は、毎年、たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第二百三十五号）第二条に規定する会員の価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参考し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。

第八条（目的） 会社は、前項の規定により公告されたたばこの意見を聴いて原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳を定め、財務省令で定めるところにより、公告するものとする。

第九条（目的） 会社は、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを第二十一条の登録を受けた者（以下「卸売販売業者」という。）に販売しようとする場合においては、

第十条（目的） 会社は、その製造に係るたばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳の範囲内において、第三条第一項に規定する契約を締結するものとする。

第十二条（目的） 会社は、たばこ耕作組合法第二条に規定するたばこ耕作組合の組合員である耕作者（以下この条において「組合員である耕作者」という。）と第三条第一項に規定する契約を締結しようとする場合において、当該組合員である耕作者が中央会に對し葉たばこの価格、耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが災害により損害を受けた場合の取扱い、代金の支払方法その他当該契約の基本的事項を約定することを委託したときは、中央会と当該契約の基本的事項を約定するものとする。この場合において、当該約定は、会社と当該組合員である耕作者との間で締結される同項に規定する契約の一部とみなす。

第十三条（目的） 会社が既に前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る最高販売価格を変更しようとするときは、その実施の時期を定めて、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならぬ。

第十四条（目的） 会社が前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

第十五条（目的） 会社が前項の趣旨に照らして不適当となると認められる場合には、会社に対し、相当の期間を定めて、当該最高販売価格の変更の認可を申請すべし。

第十六条（目的） 会社の代表者の諮詢に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要な事項

を調査審議するため、会社に葉たばこ審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

第十七条（目的） 審議会は、委員一人以内で組織する。

第十八条（目的） 委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けて、会社の代表者が嘱託する。

第十九条（目的） 委員は、非常勤とする。

第二十条（目的） 審議会は、前項に規定する事項について、会社の代表者に建議することができる。

第二十一条（目的） 審議会は、委員一人以内で組織する。

第二十二条（目的） 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

第二十三条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額」と、第五項中「卸売販売業者」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第二十四条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第二十五条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第二十六条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第二十七条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第二十八条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第二十九条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第三十条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第三十一条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第三十二条（目的） 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

第三十三条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第三十四条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第三十五条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第三十六条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第三十七条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第三十八条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第三十九条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第四十条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第四十一条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第四十二条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第四十三条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第四十四条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第四十五条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第四十六条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

第四十七条（目的） 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするとき準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する地方消費税」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

前項の申請書には、第十三条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施) 財務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を製造たばこ特定販売業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

(登録の拒否) 一 前条第二項各号に掲げる事項を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

二 登録年月日及び登録番号

(登録の拒否) 一 前条第二項各号に掲げる事項を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

二 登録年月日及び登録番号

(登録の拒否) 一 前条第二項各号に掲げる事項を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

二 登録年月日及び登録番号

(登録の拒否) 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるときは、その登録を拒否しなければならない。

二 第十七条の規定により第十一條第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(特定販売業の承継) 第十四条第一項の登録を受けた者は(以下「特定販売業者」という。)について相続、合併又は分割(事業の全部を承継させるものに限る。第二十七条において同じ。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合は、相続人の全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者。以下この条及び第二十七条において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人は、その特定販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人が前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

二 第十七条の規定により第十一條第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(特定販売業の承継) 第十四条第一項の登録を受けた者は(以下「特定販売業者」という。)について相続、合併又は分割(事業の全部を承継させるものに限る。第二十七条において同じ。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合は、相続人の全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者。以下この条及び第二十七条において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人は、その特定販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人が前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

二 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る

製造たばこの販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に関する販売を業として行う者は、遅滞なく、その旨を当該相続人を届け出なければならない。

(特定販売業者の商号等の変更等の届出) 第十五条 特定販売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき

二 その他財務省令で定めるとき。

三 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

四 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

五 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

六 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号に該当する者があるとき。

八 未成年者であつて、その法定代理人が第一号又は前号に該当する者であるとき。

(登録の取消し等) 第十六条 特定販売業者は、その営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

三 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

四 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

五 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

六 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号に該当する者があるとき。

八 未成年者であつて、その法定代理人が第一号又は前号に該当する者であるとき。

(登録の取消し等) 第十七条 特定販売業者は、特定販売業者がその営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

三 第十二条の規定により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

(登録の抹消) 第二十一条 特定販売業者は、当分の間、財務大臣又は会社又は販売以外の販売を行う者は、当分の間、財務大臣又は会社又は販売以外の販売を行うとすると登録を受けなければならない。ただし、会社又は特定販売業者がその製造し、又は輸入した製造たばこの卸販売を行おうとする場合は、この限りでない。

(登録の抹消) 第二十一条 第十二条の規定により第十一條第二項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定による登録を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

二 特定販売業者がその営業を廃止したときは、その者に係る第十二条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等) 第十七条 特定販売業者は、特定販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第十二条第一号又は第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第十四条第三項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この条又是第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十三条第一項又は第三十九条第一項の規定に違反して製造たばこを製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売したとき。

五 正当な理由がないのに、二年内にその営業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその営業を休止したとき。

六 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号に該当する者があるとき。

八 未成年者であつて、その法定代理人が第一号又は前号に該当する者であるとき。

(登録の抹消) 第十八条 特定販売業者は、第十二条の規定による登録の拒否又は前条

の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の抹消) 第十九条 特定販売業者は、第十二条の規定により第十六条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第十七条の規定により登録を取り消したときは、当該特定販売業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の抹消) 第二十条 特定販売業者は、第十二条の規定により登録を受けなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者である場合においては、その法定代理人(製造たばこの小売販売に係る営業に限り)の氏名、商号又は名称及び住所

四 営業所の所在地

五 商号、名称又は氏名及び住所

六 未成年者である場合においては、その法定代理人(製造たばこの小売販売に係る営業に限り)の氏名、商号又は名称及び住所

三 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

四 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

五 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

六 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

七 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

八 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

九 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十一 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十二 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十三 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十四 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十五 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十六 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十七 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十八 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

十九 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

うとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所(以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。)ごとに財務大臣の許可を受けなければならぬ。前項の許可を受けた者は、当該特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

二 前項の許可を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者である場合においては、その法定代理人(製造たばこの小売販売に係る営業に限り)の氏名、商号又は名称及び住所

四 営業所の位置

五 申請者が破産手続開始の決定を受けた復権を得て行おうに不適当である場合であるとき。

六 申請者が法定代理人に指定された者は、第一号若しくは第二号に規定する者又は破

うとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所(以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。)ごとに財務大臣の許可を受けなければならぬ。前項の許可を受けた者は、当該特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

二 前項の許可を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者である場合においては、その法定代理人(製造たばこの小売販売に係る営業に限り)の氏名、商号又は名称及び住所

四 営業所の位置

五 申請者が破産手続開始の決定を受けた復権を得て行おうに不適当である場合として財務省令で定める場合であるとき。

六 申請者が法定代理人に指定された者は、第一号若しくは第二号に規定する者又は破



の（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。

（注意表示）

第三十九条 会社又は特定販売業者は、製造たばこで財務省令で定めるものを販売の用に供するため製造し、又は輸入した場合には、当該製造たばこを販売する時までに、当該製造たばこに、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を、財務省令で定めるところにより、表示しなければならない。ただし、輸入した製造たばこを博覧会において展示し即売する場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 卸売販売業者又は小売販売業者は、前項本文の規定により製造たばこに表示されている文言を消去し、又は変更して、製造たばこを販売してはならない。  
（広告に関する勧告等）

第四十条 製造たばこに係る広告を行う者は、二十歳未満の者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合には、あらかじめ、財政制度等審議会の意見を聴いて、製造たばこに係る広告を行なう者に対し、当該広告を行う際の指針を示すことができる。

3 財務大臣は、前項の規定により示された指針に従わずに製造たばこに係る広告を行なった者に対する必要な勧告をすることができる。

4 財務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、製造たばこの広告を行なった者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。  
（報告）

第四十一条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定販売業者、

卸売販売業者又は小売販売業者に対して、その業務に関する報告を求めることができる。

（立入検査）

第四十二条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特

定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。）

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（事務の一委任）

第四十三条 財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合には、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（権限の委任）

第四十四条 財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は税関長に行わせることができる。

（輸出等の適用除外）

第四十五条 製造たばこの輸出（関税法第二条第一項第二号に規定する輸出又はこれに準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をし、又は製造たばこを輸出のために販売する場合には、第九条、第十条、第四章、第五章及び第三十九条の規定は適用しない。

（政令への委任）

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定めることとする。

（第八条の規定に違反して製造たばこを製造した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。）

（第七章 罰則）

第四十七条 第八条の規定に違反して製造たばこを製造した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の犯罪に係る製造たばこは、没収する。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないで該製造たばこを取得したと認められる場合においては、この限りでない。

3 第二十九条又は第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 第十一条第一項の規定に違反して、自ら輸入をした製造たばこの販売を業として行つた者

2 前項の規定による營業の停止の命令に違反した者

（第十七条の規定による營業の停止の命令に違反した者）

3 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 第二十条の規定に違反して、製造たばこの前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合には、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができる。

5 第二十二条第一項の規定に違反して、製造たばこの小売販売を業として行つた者

6 第二十六条第一項の規定に違反して、營業所に移転して製造たばこの小売販売を行つた者

7 第三十二条の規定による營業の停止の命令に違反した者

8 第三十六条の規定に違反して、製造たばこの小売販売を行つた者

（輸出等の適用除外）

第五十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

1 第四十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（政令への委任）

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

3 第二項の規定において、この法律の施行の際に旧法第五条第二項の規定により公社が収納の価格を公告しているときは、当該収納の価格により定められたものとみなす。

（第五十二条 第十四条第三項（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十五条（第一号におい

## 附 則

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。（たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

1 たばこ専売法（昭和二十四年法律第二百十一号）

2 製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二条第一項の規定に違反して、製造たばこに該当する者）

3 第二十二条第一項の規定に違反して、製造たばこの小売販売を業として行つた者

4 第二十四条第一項（第二十六条第二項における當用する場合を含む。）の規定による条例に違反した者

5 第二十五条第一項の規定に違反して、營業所を移転して製造たばこの小売販売を行つた者

6 第二十六条第一項の規定に違反して、營業所に移転して製造たばこの小売販売を行つた者

7 第三十二条の規定による營業の停止の命令に違反した者

8 第三十六条の規定に違反して、製造たばこの小売販売を行つた者

（原料用国内産葉たばこ買入れ契約に関する経過措置）

二 製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二条第一項の規定に違反して、製造たばこに該当する者）

三 第二十二条第一項の規定に違反して、營業所に移転して製造たばこの小売販売を行つた者

四 第二十四条第一項（第二十六条第二項における當用する場合を含む。）の規定による条例に違反した者

五 第二十五条第一項の規定に違反して、營業所を移転して製造たばこの小売販売を行つた者

六 第二十六条第一項の規定に違反して、營業所に移転して製造たばこの小売販売を行つた者

七 第三十二条の規定による營業の停止の命令に違反した者

八 第三十六条の規定に違反して、製造たばこの小売販売を行つた者

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

1 たばこ専売法（昭和二十四年法律第二百十一号）

2 製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二条第一項の規定に違反して、製造たばこに該当する者）

3 第二十二条第一項の規定に違反して、營業所に移転して製造たばこの小売販売を行つた者

4 第二十四条第一項（第二十六条第二項における當用する場合を含む。）の規定による条例に違反した者

5 第二十五条第一項の規定に違反して、營業所を移転して製造たばこの小売販売を行つた者

6 第二十六条第一項の規定に違反して、營業所に移転して製造たばこの小売販売を行つた者

7 第三十二条の規定による營業の停止の命令に違反した者

8 第三十六条の規定に違反して、製造たばこの小売販売を行つた者

係る部分に限る。）（第二十二条において準用する場合を含む。）、第十六条第一項（第二十二条において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条又は第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

は、第一項に規定する契約により定められたものとみなす。

旧法第五条第二項に規定する収納の価格を公社が公告していないときは、会社は、第七条第一項に規定する葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重して第一項に規定する契約に係る葉たばこの価格を定めるものとする。

5 第一項に規定する契約の内容については、前  
三項に規定するもののほか、旧法第十条第一項  
及び第二項、第十八条第二項、第十九条第一項  
ただし書及び第七項並びに第二十四条の規定を  
参照して、第一項の規定により会社と第三条第一項  
一項に規定する契約を締結したものとみなされ  
る者と会社との間で約定するものとする。この  
場合において、第六条の規定を準用する。

**第四条** 施行日前に旧法第八条第三項又は第十条  
第二項の規定により会社に対しされた許可の申請  
（農薬用たばこ耕作者が行う申請又は農薬用  
たばこ耕作者のたばこの耕作を引き継ぐとす  
る者が行う申請を除く。）については、施行日  
に会社に対しされた前条第一項に規定する契約  
の変更若しくは解約又は引継ぎの申込みとみなす。

**第五条** 施行日前に旧法第二十四条に規定する災害にかかりその耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが著しい損害を受けた耕作許可者に対する補償金を交付していない場合には、会社はなお前項の例により当該補償金を交付する。

**第六条** この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の規定による試作の許可を受けている者又は同条第二項の規定において準用する旧法第十一条第二項の規定による試作の引継ぎの許可を

受けている者は、施行日において会社と当該試作に係る原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなす。

附則第三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法第十三条の規定によ

り日本専売公社（以下「公社」という。）が定めた耕作及び収穫の方法並びに」とあるのは、「並びに」と、「公社が」とあるのは「日本専売公社（以下「公社」という。）が」と読み替ええるものとする。

（製造たばこの販売価格に関する経過措置）

**第七条** この法律の施行の際現に旧法第三十四条第一項及び第二項、第十八条第二項並びに第十九条第一項本文の規定を參照して、第一項の規定により会社と当該試作に係る原料用国内産葉たばこの買入に關する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。

（特定販売業の登録に関する経過措置）

**第八条** 会社は、施行日において第十一条第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百一十九号）第六十九条第二項に規定する政令で定める者で、施行日の前日に沖縄県において旧法第二十八条の規定により製造たばこの輸入に關し、会社の委託を受けている者は、施行日において第十一条第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

3 前二項の規定により第十一条第一項の規定による登録を受けた者とみなされる者は、施行日から起算して三十日以内に同条第二項に掲げる事項を記載した書類及び同条第三項に規定する書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

4 前項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

（登録の拒否等に関する経過措置）

**第九条** 施行日前に旧法第九章の規定（第七章各条に相当する規定として政令で定めるものに限る。）により処罰（旧法第七十九条第一項において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基づいてされる通告処分を含む。）をされた者又は旧法第四十一条第一項各号に掲げる場合（同条第三項の規定により旧法第九条第二項又は第三項の規定を準用する場合を含み、第三十一条第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。）の一に該当して旧法第四十三条第一項（同条第

三項の規定により旧法第九条第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により小売人(旧法第三十条第一項の規定により公社が指定した製造たばこの小売人をいう。以下同じ。)の指定を取り消された者は、当該処罰又是取消しのあつた日において第七章の規定により処罰をされ、又は第三十一条第一項の規定により許可を取り消された者とみなして、第十三条(第二十一条において準用する場合を含む。)及び第二十三条の規定を適用する。

(小売販売業の許可に関する経過措置)  
第十条 この法律の施行の際現に小売人である者は、施行日において第二十二条第一項の規定による許可を受けた者(以下「小売販売業者」という。)とみなす。

前項の規定により小売販売業者とみなされる小売人(以下「継続小売販売業者」という。)が博覧会場、海水浴場その他これらに準ずる場所における一時的又は季節的な需要に応ずる目的で旧法第三十二条第一項の規定により期間を定めて旧法第三十条第一項の規定による指定を受けている者として大蔵省令で定める者に該当する場合は、当該継続小売販売業者に対し、施行日において当該期間の満了日を期限とする第二十四条第一項の規定による許可の期限が付されたものとみなす。

施行日前に継続小売販売業者に対し旧法第十九条第一項の規定により公社が指示した事項のうち大蔵省令で定めるものは、当該継続小売販売業者に係る第二十四条第一項の規定による許可の条件とみなす。

(出張販売の許可に関する経過措置)

**第十一條 繼続小売販売業者がこの法律の施行の際現に旧法第三十条第四項の規定による許可を受けている場合は、施行日において第二十六条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。**



<p><b>附 則</b> (平成二年六月一九日法律第三三)</p> <p>(施行期日) 抄</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三年五月一五日法律第七三)</p> <p>(施行期日) 抄</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成三年十月一日から施行する。</p>
--

<p><b>第一号</b> 抄 (平成五年一一月一二日法律第八)</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。</p> <p>(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)</p> <p><b>第二条</b> この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諸問題その他求めがされた場合においては、当該諸問題その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p><b>第十三条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)</p> <p><b>第十四条</b> この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p><b>附 則</b> (平成六年一二月二日法律第一一)</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
--

<p><b>第二号</b> 抄 (平成五年一二月二日法律第一)</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>五</b> 附則第十二条の二及び第三十条の二の改正</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>五</b> 附則第六条及び第十九条の規定</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>五</b> 附則第一二条の二及び第三十条の二の改正</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>五</b> 附則第六条及び第十九条の規定</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
--

<p><b>第三号</b> 抄 (平成五年一二月二日法律第一)</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p><b>五</b> 附則第一二条の二及び第三十条の二の改正</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十二年五月一日から施行する。</p> <p><b>五</b> 附則第六条及び第十九条の規定</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十二年五月一日から施行する。</p> <p><b>五</b> 附則第一二条の二及び第三十条の二の改正</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p><b>五</b> 附則第六条及び第十九条の規定</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十二年五月一日から施行する。</p>
--

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

（行政庁の行為等に関する経過措置）  
**第二条** この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第七条** 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)  
**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（公布の日）

### 附 則（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条及び第二十九条の規定

（政令への委任）

（政令への委任）  
**第二十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（公布の日）